

令和6年度
警察官A【武道指導(柔道・剣道)】
募集要項

令和6年3月1日
秋田県警察本部

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 申込受付期間 | 令和6年3月1日(金)午前8時30分から4月8日(月)午後5時まで |
| 第1次試験日 | 令和6年5月10日(金)、12日(日) ※中1日の間隔があります。 |
| 試験会場 | 秋田県警察学校(秋田市新屋勝平台9-2) |
| | 秋田県社会福祉会館(本館)(秋田市旭北栄町1-5) |

| | |
|------|--|
| 問合せ先 | 秋田県警察本部警務課人事・採用係 〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号 (TEL) 018-863-1111 (採用フリーダイヤル) 0120-863314 |
|------|--|

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|--------------------|--------|---|
| 警察官A 【武道指導(柔道)】 | 若干名 | 柔道又は剣道に係る訓練の指導のほか、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。 |
| 警察官A 【武道指導(剣道)】 | 若干名 | |

2 受験資格

| 試験区分 | 年齢・学歴 | 段位及び競技会での成績等 |
|--------------------|--|---|
| 警察官A 【武道指導(柔道)】 | ア 平成元年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した者、又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者 | 段位が3段以上の者で、個人・団体とも次に掲げる競技会のうち1以上に出場した者又は出場予定の者及び競技会出場者等と同等の実力を有すると認める者 ○ 全日本学生柔道優勝大会 ○ 全日本学生柔道体重別選手権大会 ○ 全日本学生柔道体重別団体優勝大会 ○ 全日本ジュニア柔道体重別選手権大会 |
| 警察官A 【武道指導(剣道)】 | イ 秋田県警察本部がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める男性 | 段位が4段以上の者(大学卒業見込者に限り3段を含む。)で、個人・団体とも次に掲げる競技会のうち1以上に出場した者又は出場予定の者及び競技会出場者等と同等の実力を有すると認める者 ○ 全日本学生剣道選手権大会 ○ 全日本学生剣道優勝大会 ○ 全日本学生剣道東西対抗試合 |

※ 競技会出場予定者については、令和7年3月31日までに上記大会に出場しなかった場合、合格者であっても採用が取り消されます。

※ 「競技会出場者等と同等の実力を有すると認める者」に該当するかについては、問合せ先にお問い合わせください。

◆ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条に該当する者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

| 区分 | 日時 | 場所 |
|-------|--|-------------------------------|
| 第1次試験 | 令和6年5月10日（金） 実技試験 13時30分～15時30分 ※ 試験時間には、説明、準備運動等の時間が含まれます。 | 秋田県警察学校 （秋田市新屋勝平台9-2） |
| | 令和6年5月12日（日） 教養試験 9時40分～12時00分 論文試験 13時00分～14時10分 ※ 試験時間には、説明の時間が含まれます。 | 秋田県社会福祉会館（本館） （秋田市旭北栄町1-5） |
| 第2次試験 | 令和6年6月下旬の指定する日時 ※ 詳細については、第1次試験合格通知でお知らせします。 | 秋田市 |

4 試験の種目及び方法・内容

| 種目 | | 方法・内容 |
|-------|--------------------|---|
| 第1次試験 | 実技試験 | 柔道又は剣道についての実技試験 |
| | 教養試験 択一式50問120分 | 警察官として必要な大学卒業程度の学力を問う一般的知識及び能力についての筆記試験（社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理・資料解釈） |
| | 論文試験 記述式1題60分 | 文章による課題把握力、論理的思考力、文章表現力等を問う試験（論文用紙1枚800字以内） 出題例：令和5年度論文課題 「警察官という職業の魅力とあなたが警察官を目指す理由に触れた上で、県民のためにどのような活動をしていきたいかについて述べなさい。」 |
| 第2次試験 | 口述試験 | 人物についての個別面接による試験 |
| | 適性検査 | 職務遂行に必要な適性についての検査 |
| | 身体精密検査 （診断書提出） | 次の基準による警察官として職務遂行に必要な健康度及び身体等についての検査 |
| | | 視力 |
| 色覚 | | 職務遂行に支障がないこと |
| | その他 | 職務遂行に支障がなく、健康であること |

5 資格調査等

受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について資格調査を行います。

なお、受験者の個人情報、警察官採用試験及び警察官として採用された後の人事管理に関わる事務に利用することを目的として収集するものであり、目的以外のために使用することはありません。

6 合格者の発表

| | | |
|-----------|----------|---|
| 第1次試験合格発表 | 令和6年5月下旬 | 秋田県警察ウェブサイトを受験番号を掲載するほか、合格者には、書面で通知します。 |
| 最終合格発表 | 令和6年7月上旬 | |

7 採用

合格者は、令和7年4月1日に秋田県警察官として採用される予定です。

8 採用時の階級

巡査

9 給与

| | |
|------|--------------------------|
| 試験区分 | 初任給（令和6年4月1日現在） |
| 警察官A | 公安職給料表 1級27号給 月額235,446円 |

初任給は一般職の職員の給与に関する条例等により、修学年数・経歴その他の事項を勘案の上、決定されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。また、採用と同時に勤務に必要な被服が支給又は貸与されます。

10 受験の申込手続

受験申込みの方法は、原則としてパソコン又はスマートフォンでインターネットから申し込む方法（電子申請）となります。

(1) 受験申込みの手順

「インターネットを利用した受験申込（電子申請）について」（<https://www.police.pref.akita.lg.jp/recruit/entry>）に記載されている内容を確認し、「秋田県電子申請・届出サービス」にアクセスして利用者登録をしてください。利用者登録が完了したら、手続き一覧から試験名を選択し、画面上の受験申込書を入力して、申込内容に間違いがないか確認した上で送信してください。申込みを行うと、申込完了通知メールにより整理番号とパスワードが自動配信されます。利用者登録しただけでは、受験申込みは完了していませんので、御注意ください。

(2) 受験申込書の入力要領

- ア 必要箇所に漏れなく入力し、該当する事項を選択（チェックマークの入力）してください。
- イ 最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦横比おおむね4：3（サイズは問わない。））の画像ファイル（J P E G、P N G又はG I F）を添付してください。
- ウ 「段位の写し」、「大会出場記録の写し」の画像ファイル（J P E G、P N G又はG I F）又はドキュメントファイル（P D F）を添付してください。

（注）使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込書が受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

(3) 受験票の交付

5月2日（木）までに、登録されたメールアドレス宛てに受験票発行のお知らせが送信されますので、「秋田県電子申請・届出サービス」にアクセスし、受験票をダウンロード・印刷し、受験当日に持参してください。

（注）第1次試験開始前に受験票の確認を行います。受験票を持参していない方は、原則として受験できません。

11 第1次試験に関する注意事項

(1) 持ち物

ア 5月10日（金）は、受験票及び武道用具を持参して午後1時15分までに秋田県警察学校においでください。

イ 5月12日（日）は、受験票、筆記用具（H Bの鉛筆とシャープペンシル、黒のボールペン、消しゴム）及び昼食を持参してください。試験室によっては、時計がなかったり、席から見えにくい場合もありますので、時計（時計機能のみ）は各自持参してください。

なお、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の電子機器について、試験中の使用（時計代わりの使用を含む。）は認めません。

(2) 自家用車

教養試験・論文試験の会場となる秋田県社会福祉会館及びその周辺には、自家用車の駐車はできません。また、送迎等の待機場所として付近のコンビニエンスストア等には駐車しないでください。

なお、実技試験の会場となる秋田県警察学校への自家用車の乗り入れ及び駐車は可能ですので、自家用車で来場される場合は、あらかじめ問合せ先に連絡をお願いします。

(3) その他

災害の発生や感染症のまん延等やむを得ない事情により試験の日時や会場等を変更する場合、その他緊急の連絡をする場合は、秋田県警察ウェブサイトでお知らせします。

<https://www.police.pref.akita.lg.jp>